

令和6年度 京都府献血推進計画

令和6年3月

京 都 府

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
	(1) 安全性の向上	
	(2) 透明性の確保	
	(3) 健康づくりの支援	
3	血液事業を巡る現況	2
	(1) 献血の状況	
	(2) 輸血用血液製剤の供給状況	
	(3) 血液事業の広域運営体制	
4	献血目標	3
	(1) 献血血液量目標	
	(2) 献血者数目標	
5	安全確保対策の徹底	4
6	健康づくりの支援	4
7	献血目標を達成するための取組	5
	(1) 普及啓発活動の実施	
	(2) 献血推進体制の強化	
	(3) 複数回献血の推進	
	(4) 献血受入環境の整備	
	(5) 顕彰	
	(6) 情報提供	
8	その他献血の推進に関する事項	9
	(1) 血液製剤の適正使用の推進	
	(2) 献血者登録制度の推進	
	(3) 血液製剤の在庫不足時の対応	
	(4) 災害時等における輸血用血液の確保	

令和6年度 京都府献血推進計画

1 はじめに

本計画は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）」第9条第1項の規定により国が定める「基本方針」及び同法第10条第1項の規定による「献血推進計画」を踏まえ、献血について府民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、同法第10条第5項の規定により、京都府における献血の推進に関する計画を定めるものです。

2 基本方針

(1) 安全性の向上

人の血液を原料とする血液製剤の特性を踏まえ、安全な血液を確保することが重要であり、献血者の正しい理解、協力が得られるよう努めます。

(2) 透明性の確保

血液事業は、相互扶助と博愛精神の献血に基づいて実施されることから、事業の実施に当たっては、献血や血液製剤について広く府民の方々に正確な情報提供を行います。

(3) 健康づくりの支援

献血を通じて、正しい食習慣や自らの健康について考える機会を提供するなど、一人ひとりの健康づくりを支援する中で、血液事業を推進します。

3 血液事業を巡る現況

(1) 献血の状況

京都府における献血者数は、平成元年に16万人前後となって以降、減少傾向となっていました。近年は全血献血者数と成分献血者数の内訳に増減はあるものの、全体としては概ね横ばいの状況にあり、令和4年度の全血献血者数は77,446人、成分献血者数は35,964人、全体として計113,410人と前年度から197人の増加となりました。

過去5か年の献血者数の推移

(単位：人)

年 度		30	元	2	3	4
全血	400mL	73,769	74,454	75,482	75,153	76,307
	200mL	1,672	1,180	1,060	1,041	1,139
	小 計	75,441	75,634	76,542	76,194	77,446
成分	血小板	15,514	13,234	13,139	13,593	15,761
	血 漿	12,598	21,487	25,886	23,426	20,203
	小 計	28,112	34,721	39,025	37,019	35,964
合 計		103,553	110,355	115,567	113,213	113,410
対前年比		100.6%	106.6%	104.7%	98.0%	100.2%
献血量 (L)		43,748	48,780	51,859	50,667	50,451

(2) 輸血用血液製剤の供給状況

医療機関における適正な使用が進んでいることもあり、近年、減少傾向となっておりますが、令和4年度に京都府内の医療機関へ供給された輸血用血液製剤は、421,381本と前年度に比べ、赤血球製剤、血小板製剤、血漿製剤のいずれの製剤も減少しました。

過去5か年の輸血用血液製剤の供給状況

(単位：本 (200mL換算))

年 度	30	元	2	3	4
人全血駅	0	0	0	0	0
赤血球	146,507	149,936	145,817	148,335	146,739
血小板	232,641	231,364	222,004	223,485	221,750
血 漿	64,860	58,140	56,278	57,359	52,892
合 計	444,008	439,440	424,099	429,179	421,381
対前年比	98.0%	99.0%	96.5%	101.2%	98.2%

(3) 血液事業の広域運営体制

需要に見合った輸血用血液の確保及び血漿分画製剤の国内自給に向けた原料血漿の確保を始め、医療機関の要請によりの確に対応するための体制整備を目的として、平成 24 年 4 月から都道府県単位の運営体制を全国 7 ブロック単位での広域事業運営体制を構築しています。

4 献血目標

令和 6 年度の輸血用血液製剤の需要見込量と原料血漿割当量は、次のとおりであり、これを基に、献血血液量及び献血者数について令和 6 年度の目標を設定します。

(単位：本 (200mL 換算))

人全血液	赤血球	血小板	血漿	合計	原料血漿割当量
0	144,800	222,300	54,000	421,100	24,397 L

(1) 献血血液量目標

輸血用血液製剤の需要見込量と原料血漿割当量を考慮すると、令和 6 年度は、全血献血により 30,279 L、成分献血により 17,960 L (血小板献血 7,763 L、血漿献血 10,196 L)、計 48,238 L の血液確保を献血血液量目標とします。

(単位：L)

	全血献血	成分献血			合計
		血小板	血漿	小計	
血液量	30,279	7,763	10,196	17,960	48,238

(2) 献血者数目標

献血は、医療需要の高い 400mL 全血採血を推進するとともに、上記の必要量を確保するため、全血献血により 76,127 人 (400mL 献血 75,266 人、200mL 献血 861 人)、成分献血により 31,931 人 (血小板献血 14,036 人、血漿献血 17,895 人)、計 108,058 人を献血者数目標とします。

(単位：人)

	全血献血			成分献血			合計
	400mL	200mL	小計	血小板	血漿	小計	
献血者数	75,266	861	76,127	14,036	17,895	31,931	108,058

5 安全確保対策の徹底

感染症の発生など血液製剤による重大な健康被害が生じることのないよう、安全性の高い血液製剤を供給することが重要であるため、採血事業者等と連携して、必要な施策を推進します。

- ・ HIV等感染症の検査目的の献血防止
- ・ 献血受付時の本人確認の厳格化
- ・ 海外渡航者の献血制限
- ・ 400mL献血及び成分献血の推進
- ・ 採血時における問診の強化等
- ・ 医療関係者における情報収集及び提供

6 健康づくりの支援

善意の献血参加が健康増進につながるよう、献血者に対し健康管理に関する検査を行うとともに、血色素量不足により献血できなかった方々に対し、生活習慣の改善に必要な助言を行うなど、府民の方々の健康づくりを支援します。

- ・ 献血者全員に対しての生化学検査及び血球計数検査の実施、結果の通知
- ・ 健康づくり関連情報の提供（献血受付時、血色素量不足者へのパンフレット配布）
- ・ 食生活改善指導の実施（大学献血実施時等）

7 献血目標を達成するための取組

(1) 普及啓発活動の実施

全ての血液製剤を安全かつ安定的に確保できるよう、国、市町村、日本赤十字社京都府支部、京都府赤十字血液センター及び献血推進組織等と連携して、府民の方々に対し、血液に関する正しい情報を提供し、正しい知識と献血の普及啓発に努めます。

また、医療現場における血液製剤の利用状況についても、府民の方々に情報提供を行う中で、献血により得られた血液の安全確保の重要性の周知を図ります。

ア 若年層及び幼少期対策

◇ 「学生の街京都」の特性を生かし、様々な機会をとらえ、血液事業の担い手たる若年層の積極的な献血参加を呼びかけます。
(献血目標 10代 5,607人、20代 17,500人、30代 16,100人)

◇ 教育委員会等と連携し、中学生、高校生をはじめとした生徒や児童に血液や献血に関する正しい知識を深めるとともに、献血協力への関心を高めってもらうため、児童・生徒の発達段階に応じて必要な情報提供、オンラインを活用した「献血セミナー」の実施や献血に触れ合う機会づくりに努めます。

◇ また、献血可能年齢にある高校生に対して、学校の協力を得て、献血への理解、自主的な献血参加を呼びかけます。

◇ 将来の献血基盤の確保という観点から、特に、高校生等の初回献血時には、200mL全血採血を推進する等、できる限り献血を経験してもらえるよう配慮します。

◇ 特に次世代の献血者を育てていくために、子どもを対象にした献血に触れ合える機会づくりや、親子一緒に献血の必要性を理解してもらう広報啓発などに取組みます。

- ・ 京都府学生献血推進協議会への支援と協働した取組の推進
- ・ 薬物乱用防止教育等、様々な機会を活用した中学、高校、大学での啓発の推進及び働きかけの強化による若年層の献血の推進
- ・ 特に高校生を中心とした若年層の献血への関心を深めるため、高校生及び高等学校関係者に対する献血への理解と協力を呼びかけ（高校生キャンペーンの実施など）
- ・ 血色素量不足等による献血できない若年層への健康づくりを働きかけるため、高校生及び大学生に、生活習慣改善のアドバイスを実施
- ・ 若年層向け広報媒体（学生向け広報誌、web サイト等）の活用による効果的な啓発の実施（年2回以上）
- ・ ホームページによる移動採血車の配車日程、血液の在庫情報等の提供
- ・ 啓発ポスターの配布、掲示
- ・ 啓発リーフレットの作成、配布
- ・ 各世代向けの「献血セミナー」等の実施
- ・ 献血ルーム等の見学会、子ども献血ツアーの実施
- ・ 子どもたちが集まる機会を利用した献血を学ぶ健康教育の実施

イ 献血推進キャンペーン等の実施

- ◇ 全国的に展開される「愛の血液助け合い運動」や「はたちの献血キャンペーン」等と歩調を合わせ、市町村及び採血事業者と連携し、様々な広報媒体や地域イベントを活用しながら、効果的な普及啓発を行います。
- ◇ また、地域、職域、学校等において、関係者の協力を得ながら献血への理解と参加を求めています。

- ・ 愛の血液助け合い運動の実施（7月）
- ・ クリスマス献血キャンペーンの実施（12月）
- ・ はたちの献血キャンペーンの実施（1月～2月）
- ・ 広報紙、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ・ 普及啓発ポスターの作成、配布、掲示（月間）
- ・ 街頭啓発活動の実施（月間）
- ・ ホームページを通じたPR

(2) 献血推進体制の強化

- ◇ 安全で持続可能な血液供給体制を構築する上で、献血思想の普及啓発を継続的に行うとともに、計画的な献血者の確保を図っていくことが必要です。
- ◇ このため、京都府献血推進協議会を中核として、医療関係者、採血・製造販売事業関係者、献血推進組織関係者、教育関係者、報道関係者、行政関係者等による連絡調整及び活発な意見交換を通じて円滑な献血推進運動に努めます。

- ・ 京都府献血推進協議会の開催（3月）
- ・ 府内の献血状況に係る情報提供

- ◇ 府民生活に最も密接な市町村と連携しながら、地域における献血推進組織の取組を支援し、献血基盤の着実な整備に努めます。

- ・ 市町村献血推進組織の取組支援
- ・ 献血推進事業に係る市町村との意見交換（1～2月）

(3) 複数回献血の推進

- ◇ 採血事業者と連携して、善意の献血者に対し、献血の意義や血液の需給動向などの情報提供を行うことにより、献血への一層の理解と継続的な協力を呼びかけます。
- ◇ また、血液在庫の不足時等に備え、平素からあらかじめ血液センターに登録された献血者に対し、機動的・効率的に呼びかけを行うことができる体制（組織化）の整備を促進します。

- ・ 献血案内はがきの送付
- ・ SNSによる献血情報の発信
- ・ 献血リピーターの確保（献血者全体の35%確保を目標）
- ・ 献血WEB会員サービス「ラブラッド」による、献血予約、事前問診、血液検査の確認等、利便性の向上
- ・ 健康増進事業の実施

(4) 献血受入環境の整備

- ◇ 採血事業者による献血が円滑に実施されるよう、市町村及び採血事業者との連携を通じて、関係機関等に協力を求めます。

- ・ 献血ルームの活用促進
- ・ 献血ルームの常時開設（年末年始の一部除く。）
- ・ 献血ルーム環境の整備、充実
- ・ 移動採血車の配車日程の調整
- ・ 献血場所、移動採血車の駐車場所の確保
- ・ 献血者の安全を確保するための事前説明の徹底

- ◇ 各種団体との円滑な連携により、献血者の安定確保に努めます。

- ・ 社会貢献活動団体、学生団体等との連携強化

- ◇ 民間事業所等における献血実施の拡大に努めます。

- ・ 事業所等に、従業員（特に20代・30代）のボランティア活動としての献血協力の支援を要請するとともに、在宅勤務者等に対して、居住地近隣の献血会場での献血協力など、新しい生活様式を踏まえた支援を依頼
- ・ 移動採血車の配車体制の整備
- ・ 「献血サポーター」参加企業の募集
（献血サポーター登録数：160企業・団体）
- ・ 事業所向け「献血セミナー」の実施

- ◇ 府民の方々が、身近なボランティア活動として安心して積極的に献血できる環境づくりを推進します。

- ・ 献血ルーム等における快適性の向上
- ・ 献血者のプライバシー確保
- ・ 初回献血者等には、200mLや成分献血等の区分や安全性を丁寧に説明し、献血者の意志を尊重（医療需要に応じた採血区分への協力も要請）
- ・ 「予約」や「事前の問診回答」の推進により、混雑の回避、滞在時間の短縮、接触機会の削減
- ・ 三密の回避、マスク着用や手指消毒等の基本的な感染対策の徹底

(5) 顕彰

献血推進に功績のあった個人又は団体を顕彰します。

- ・ 厚生労働大臣表彰・感謝状の推薦（4月）及び伝達（7月）
- ・ 京都府献血推進協議会会長の表彰（10月）

(6) 情報提供

採血事業者、製造販売業者及び医療機関の協力を得て、献血により得られた血液の安全確保対策や利用状況に関する情報を積極的に府民の方々に提供します。

8 その他献血の推進に関する事項

(1) 血液製剤の適正使用の推進

血液製剤の適正使用と輸血療法の安全性向上のため、京都府内の医療機関、京都府赤十字血液センターと連携して、各医療機関における血液製剤の適正使用を推進します。

(2) 献血者登録制度の推進

献血時の協力依頼やインターネット、携帯電話の活用により、Rh（-）等まれな血液型を持つ方々の組織化に努めます。

(3) 血液製剤の在庫不足時の対応

京都府赤十字血液センターとの連携により、常に血液製剤の在庫状況を把握し、在庫に不足が生じた場合は、報道機関等の協力を得て、府民に情報を提供するとともに、積極的な献血を呼びかけます。

(4) 災害時等における輸血用血液の確保

- ◇ 災害時等においては、報道機関等の協力を得て、市町村及び京都府赤十字血液センターと連携し、府民の方々に積極的な献血を呼びかけるとともに、必要な輸血用血液を迅速に確保し、円滑な供給を図ります。
- ◇ 大規模災害時等においては日本赤十字社と連携し、必要な輸血用血液を迅速に確保し、円滑な供給を図ります。
- ◇ 新興、再興感染症のまん延下の状況にあっても、京都府赤十字血液センターが、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を行い、円滑に献血事業が遂行できるよう、様々な媒体を活用した広報活動を行うなどその取組を支援します。